

# 東北地方太平洋沖地震に係る 障害者雇用納付金の納付期限の延長等について

## 事業主の皆様へ

### 障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

#### 1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内で、別途厚生労働大臣が告示で指定する地域内に、主たる事務所が所在する事業主が納付するもの

※具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて、決定されることとなっています。

- ② 平成23年3月11日以降に納付期限が到来するもの  
(督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。)

#### 2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

※ なお、上記と同旨の内容を、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構及び都道府県労働局に通達しています。

#### 【お問い合わせ先】

職業安定局高齢・障害者雇用対策部  
障害者雇用対策課雇用促進係 領五・中村  
(代表) 03-5253-1111 内線:5855  
(直通) 03-3595-1173

職発 0315 第 1 号  
平成 23 年 3 月 15 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、下記のとおりとするので、貴機構の職員に対して周知徹底を図り、実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 1 障害者雇用納付金の納付期限の延長等について

#### (1) 納付期限の延長の対象となる納付金

納付期限の延長の対象となる納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 6 2 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の地域（以下「被災県」という。）のうち、別途厚生労働大臣告示により指定される地域内に主たる事務所が所在する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第 6 2 条、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

なお、被災県内の納付期限の延長の対象となる地域（以下「対象地域」という。）については、今後、被災の状況を踏まえ、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知する。

#### (2) 延長後の納付期限について

##### ① 延長後の納付期限

延長後の納付期限は、災害のやんだ日から 2 月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

##### ② 納入告知書の作成等について

納付期限が延長された納付金にかかる納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」（別紙）を同封して送付すること。

### ③ 督促状の送付について

納付期限が延長された納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。また、災害の発生した日の前日までに納付すべき納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主等への周知を図ること。

## 2 個別の申請による納付金の納付猶予措置

### (1) 個別の申請による納付金の納付猶予

具体的な取扱いについては、別途通知することとするが、1（1）の対象地域外に主たる事務所が存在する事業主であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納付期限が到来する納付金について、事業主の申請に基づき、当該納付金の納付を1年以内に限り猶予することができること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第62条、国税通則法第46条第1項）

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価額に占める東北地方太平洋沖地震の被災による被害の損失の額の割合（損失の割合）が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた又は補てんされるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

### (2) 納付期限の延長後における猶予

延長後の納付期限内に納付金を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その納付期限の納付を1年以内に限り猶予することができること。

## 3 納付相談等に係る対応について

被災に伴い、納付金に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納付金の納付期限の延長及び猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

## 事業主の皆様へ

### 障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

#### 1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内で、別途厚生労働大臣が告示で指定する地域内に、主たる事務所が所在する事業主が納付するもの

※具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて、決定されることとなっています。

- ② 平成23年3月11日以降に納付期限が到来するもの  
(督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。)

#### 2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇〇〇

TEL 0000-00-0000

職発0315第2号  
平成23年3月15日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、平成23年3月15日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しています。

ついては、貴局におかれても別添の内容を御了知いただくとともに、事業主から照会があった際には、別添の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会していただくよう御対応をお願いします。

(別添)

職発 0315 第 1 号

平成 23 年 3 月 15 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、下記のとおりとするので、貴機構の職員に対して周知徹底を図り、実施に当たっては遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 障害者雇用納付金の納付期限の延長等について

(1) 納付期限の延長の対象となる納付金

納付期限の延長の対象となる納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 6 2 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の地域（以下「被災県」という。）のうち、別途厚生労働大臣告示により指定される地域内に主たる事務所が所在する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第 6 2 条、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

なお、被災県内の納付期限の延長の対象となる地域（以下「対象地域」という。）については、今後、被災の状況を踏まえ、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知する。

(2) 延長後の納付期限について

① 延長後の納付期限

延長後の納付期限は、災害のやんだ日から 2 月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

② 納入告知書の作成等について

納付期限が延長された納付金にかかる納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」（別紙）を同封して送付すること。

### ③ 督促状の送付について

納付期限が延長された納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。また、災害の発生した日の前日までに納付すべき納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主等への周知を図ること。

## 2 個別の申請による納付金の納付猶予措置

### (1) 個別の申請による納付金の納付猶予

具体的な取扱いについては、別途通知することとするが、1（1）の対象地域外に主たる事務所が存在する事業主であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納付期限が到来する納付金について、事業主の申請に基づき、当該納付金の納付を1年以内に限り猶予することができること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第62条、国税通則法第46条第1項）

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価額に占める東北地方太平洋沖地震の被災による被害の損失の額の割合（損失の割合）が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた又は補てんされるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

### (2) 納付期限の延長後における猶予

延長後の納付期限内に納付金を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その納付期限の納付を1年以内に限り猶予することができること。

## 3 納付相談等に係る対応について

被災に伴い、納付金に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納付金の納付期限の延長及び猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

## 事業主の皆様へ

### 障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

#### 1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内で、別途厚生労働大臣が告示で指定する地域内に、主たる事務所が所在する事業主が納付するもの

※具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて、決定されることとなっています。

- ② 平成23年3月11日以降に納付期限が到来するもの  
(督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。)

#### 2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇〇〇

TEL 0000-00-0000